

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 定款施行細則

昭和52年	4月15日	制 定
平成 7年	3月15日	全文改正
平成25年	2月14日	一部改正
平成26年1	2月18日	一部改正
平成29年	7月13日	一部改正
平成31年	1月18日	一部改正
令和 元年	5月20日	一部改正
令和 元年1	1月15日	一部改正
令和 2年	3月27日	一部改正
令和 3年	3月19日	一部改正
令和 3年	7月16日	一部改正
令和 3年1	1月19日	一部改正

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、定款第62条にもとづき、本会の定款施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 員

(入 会)

第2条 正会員は、建築士事務所の所在する地域の支部に所属しなければならない。ただし、やむを得ない理由により他の地域の支部に所属する場合は、当該各支部の承認の上、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員の入会申込書は、建築士事務所の所属する地域の支部長の確認を得て、会長に提出しなければならない。

第3章 会 費 等

(入会金等)

第3条 定款第10条の入会金及び会費は、別に定める会費規程による。

(休 会)

第4条 正会員がその業務を休止し、休会をしたいときは、所属支部を経て、支部長の意見を添え、書面をもって願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、理事会の決議を経て、2ヶ年を越えない範囲に期間を定めてこれを承認することができる。ただし、在籍中1回のみとする。

3 前項の承認を受けた者は、その期間中、正会員としての権利及び義務を停止される。

(会費の特例)

第5条 正会員が疾病又は罹災等の理由により会費の延納又は免除を受けたいときは、所属支部を経て、支部長の意見を添え、書面をもって願い出なければならない。

2 前項の願い出があったときは、理事会の決議を経て、1ヶ年を越えない範囲に期間を定めてこれを承認することができる。ただし、在籍中1回のみとする。

3 前項の特例を受けた者が、その期間を経過してなお会費の納入ができないときは、願い出により、理事会の決議を経て、1ヶ年を超えない範囲で延長を承認することができる。

4 前項の承認を受けた者は、その期間中、正会員としての権利及び義務を停止される。

(会費等の運用区分)

第6条 会費等の収入の運用は、次のように区分する。

- 一 入会金のうち、正会員の場合は所属する支部に、賛助会員の場合は推薦した支部に支部事務費及び指導費として10,000円を交付する。
- 二 会長は、支部の活性化及び会員の増強をはかるため、理事会の決議を経て、各支部に活動費を交付することができる。

(異動の届出)

第7条 正会員は、名称、所在地、開設者、管理建築士、又は指定代表者等、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、所属支部を経て速やかに届け出なければならない。

第4章 役員

(理事候補者の推薦)

第8条 理事候補者は、第25条に規定するブロック（以下「ブロック」という。）より当該ブロックに所属する正会員の中から推薦する。ただし、役員改選年度前の理事会において、5名を限度に本会が推薦できるものとし、取扱いは各号に定める。

- 一 本会が推薦できる理事候補者は、役員改選前の正副会長を対象外とする。
 - 二 本会が推薦する理事候補者は、役員改選年度前の本会が指定する期日までに所属する支部長及びブロック長と協議し、推薦する。
 - 三 本会が推薦する理事候補者は、ブロック推薦枠以外とする。
- 2 ブロック代表者は、本会が指定する期日までに、前項による理事候補者の氏名又は候補者のない旨を届け出なければならない。
- 3 ブロックで推薦する理事候補者の数は、役員改選前年度の1月1日現在の各ブロックに所属する正会員数を勘案し、理事会で決める。
- 4 常勤の役員候補者は、第1項の規定にかかわらず正会員以外から、理事会の決議を経て、会長が理事候補者として、推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第9条 監事候補者は、本会の正会員の中から理事経験者を原則として推薦する。

- 2 監事候補者の推薦は、8ブロックの輪番制を原則とする。輪番順は、別表2の順とし、候補者無き場合には、次に送る。
- 3 ブロック代表者は、本会が指定する期日までに、前項による監事候補者の氏名又は監事候補者のいない旨を届けなければならない。
- 4 監事の任期は、定款第31条の規定の通りであるが、2期を原則とする。

(理事の分掌事項)

第10条 理事は、定款第29条の職務の他、次の事項を分掌する。

- 一 副会長は、常設委員会及び指導委員会に関する事項を総括分掌する他、会長の指示事項を分掌する。
 - 二 専務理事及び常務理事は、別に定めるものの他、事務所登録等事務に関する事項及び前号の副会長の総括分掌を補佐する他、会長の指示事項を分掌する。
 - 三 正副会長、専務理事及び常務理事以外の理事は、常設委員会及び指導委員会のいずれかの委員会を担当し、職務を分掌する。
- 2 副会長には、会長の職務を代行する必要が生じた場合の順位を定めておく。

第5章 理事会

(理事会の出席者)

第11条 理事会は定款第38条第1項及び第2項に定める者に加え、その運営にあたり必要な者の出席を求めることができる。

(議事の内容)

第12条 議事の内容は、審議事項、報告事項及び検討事項に分ける。

- 2 審議事項は、決議を必要とする事項とする。
- 3 報告事項は、決議を必要としない事項のうち、記録にとどめる必要がある事項とする。
- 4 検討事項は、決議を必要としない事項のうち、各理事の意見を聴取し又は討議することにより、後日審議事項にするため、あらかじめ検討を加える事項とする。
- 5 議事事項は事務局長が作成し、専務理事の承認を経て会長に提出する。
- 6 やむを得ない理由のため、あらかじめ提出できなかった議事については、理事会開催直前までに提出することができる。
- 7 前項について、会長が緊急やむを得ないと判断した場合は、議事として追加できる。

第6章 正副会長会

(正副会長会)

第13条 本会に、次の各号の目的のため、正副会長会を置く。

- 一 本会の基本方針の策定
 - 二 緊急事項の対応
 - 三 本会の財務及び事務局の組織等、委員会等に所属しない事項
 - 四 事務所登録等事務に関する基本方針の決定
 - 五 その他、理事会において正副会長会に付託された事項の決定
- 2 正副会長会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。
 - 3 正副会長会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長があたる。
 - 4 正副会長会は、必要に応じ、理事及び支部長等の出席を求めることができる。

第7章 委員会等

(委員会等の設置と業務)

第14条 本会は、事業の円滑な執行、専門事項の調査・研究等を行うため、常設委員会、指導委員会及び青年部会運営委員会を置く他、特別委員会、専門委員会（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

- 2 常設委員会は、本会の通常業務を分担して執行する。
- 3 特別委員会は、本会の多年度にわたる事業等を分担して執行するものとして、会長が特に必要と認め、理事会の決議を経て設置することができる。
- 4 専門委員会は、特に専門的な事項について調査、研究又は審議等をし、成果をあげるため、目標を設定し、設置期間を定めるものとし、会長が必要と認めた場合、理事会の決議を経て設置することができる。
- 5 指導委員会は、定款第5条第2号に基づく苦情を解決する業務等を行うために設置する。

(常設委員会)

第15条 常設委員会の種別及び分担事項は、次のとおりとする。

一 総財務委員会

諸会議、行事等の企画運営、諸規程の整備、会員の福利厚生、慶弔、各種保険加入の研究運営、事務局の管轄、財務の管理運営、会員の入退会、収支予算、収支決算、会計の管理、経理、賛助会に関する事項及び他の委員会に属さない事項

二 業務支援委員会

建築士事務所の資質の向上に関する企画、調査研究及び研修会の実施（建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修を含む）に関する事項及び事務所協会の発展を目的とする各種事業の検討・推進に関する事項、建築士事務所の業務及び経営管理に関する調査、研究、技術開発等の業務支援に関する事項並びに官公庁等からの受託業務の検討に関する事項

三 広報情報委員会

本会の目的及び事業における市民県民・行政等への効果的な情報発信（SNS、ホームページ等）の強化に関する企画、実施及び管理運営に関する事項

四 法制委員会

建築士法、建築基準法及び関係法令の調査、研究、普及、提案等に関する事項、並びに建築士事務所の業務に係る契約の内容の適正化、その他建築主の利益の保護の確保を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務に関する事項

五 ブロック支部委員会

本会と会員との連携、ブロック及び支部の地域に密着する活動の活性化、会員増強への取り組み、会員相互の親睦及び地域との交流に関する事項

（常設委員会、青年部会運営委員会、特別委員会及び専門委員会の組織）

第16条 法制委員会以外の常設委員会委員及び青年部会運営委員会委員は、原則ブロックごとに正会員の中からブロックが推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 法制委員会の委員は、副会長1名、常設委員会委員長にて構成する。

3 特別委員会の委員は、会長が、正会員、所員及び学識経験者の中から推薦し、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 専門委員会の委員は、正会員、所員及び学識経験者の中から担当理事より担当副会長を経由して推薦し、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

5 法制委員会以外の常設委員会の委員の定数は、理事2名とブロック推薦8名の10名を基本とする。ただし、理事会の決議を経て増減することができる。

6 常設委員会、特別委員会及び専門委員会には、委員長1名、副委員長若干名を置く。

7 常設委員会の正副委員長は理事をもって充て、担当理事が1名の場合や副委員長が不足する場合、副委員長は、委員の互選によって選出する。

8 特別委員会及び専門委員会には担当理事1名を充て、委員長、副委員長は委員の互選により選出する。

9 委員長は、委員会を主宰する。

10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

（常設委員会、特別委員会及び専門委員会の委員の任期）

第17条 常設委員会、特別委員会及び専門委員会の委員の任期は、定款第31条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。

（委員会等の招集）

第18条 委員会等は、委員長が招集する。

2 委員会等の招集は、目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面等により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これによらないことができる。

（委員会等の報告）

第19条 委員会等は、開催のつど要点報告書を、事業年度の間中期と年度末にそれぞれ事業概略報告書を、理事会に提出しなければならない。

2 専門委員会は、前項のほか、設置の目的を達成したとき、その経過と成案に関する報告書を理事会に提出しなければならない。

（特別委員会及び専門委員会規程）

第20条 特別委員会及び専門委員会の組織、運営に関する規定は、設置のつど、次の事項を定めて理事会の決議を経て設置することができる。

一 目的

二 事業及び目標

三 組織及び委員の定数

四 専門委員会にあっては、委員会の設置期間（原則2年とする。）

- 五 運営の方法
- 六 その他必要な事項

(指導委員会)

第21条 指導委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 建築士法第27条の5の規定に基づく、苦情の解決業務
 - 二 建築関係に関する総合的な相談業務
- 2 本会は、苦情の解決及び建築相談業務の円滑な実施を図るため、建築士事務所業務に対する苦情の解決に係る業務実施規程を理事会の決議を経て定めることができる。
- 3 指導委員会は、10名の委員をもって構成する。ただし、理事会の決議を経て増員することができる。
- 4 委員は正会員及び所員の中から第1項の業務に堪能な適任者を会長が推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 5 指導委員会は第1項の業務について指導・助言を得るため、本会の会員でない弁護士、学識経験者等の有識者を特別委員として置くことができる。なお、特別委員は理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 6 委員及び特別委員の任期は、定款第31条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。
- 7 指導委員会に、委員長1名、副委員長若干名を置く。
- 8 委員長は理事をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。
- 9 指導委員会は、委員長が主宰する。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 11 指導委員会は、苦情解決業務を行うため相談所を置き、相談員に処理させることができる。

(青年部会)

第22条 50歳未満の会員および新規入会予定者（特別会員）のための活動の場として青年部会を設置する。

- 1 会員資格は50歳未満の神事協会員（正会員・賛助会員）および会員事務所の所員とし、自動入会を基本とする。ただし、年度内に50歳以上となる者を除く。
- 2 青年部会の事業等の企画及び運営を行うため、青年部会運営委員会を設置する。
- 3 青年部会運営委員会委員の定数は、担当理事1名とブロック推薦8名の9名を基本とする。ただし、理事会の決議を経て増減することができる。

第8章 統括委員長会

(統括委員長会)

第23条 本会に次の各号の目的のため統括委員長会を設ける。

- 一 本会が発展・継続していくために必要な中長期に渡る事業等の検討に関する事項
 - 二 事業計画、事業予算の総合調整
 - 三 各委員会の連絡協調と情報交換
 - 四 各委員会の業務を計画的・効率的に実施するための調整
 - 五 正副会長から付託された事項
 - 六 その他必要な事項
- 2 統括委員長会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、並びに常設委員会、指導委員会及び青年部会運営委員会の委員長で構成する。
- 3 統括委員長会は、必要に応じて、会長が招集し主宰する。
- 4 統括委員長会は、必要に応じ、特別委員会、専門委員会の委員長及び理事等の出席を求めることができる。

第9章 倫理委員会

(倫理委員会)

第24条 本会は倫理規程を会員に遵守させるとともに、倫理規程等に違反があった場合に的確に対処するため、倫理委員会を置く。

2 倫理委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 会員に対する倫理規程の普及・指導
- 二 懲戒規程第4条に基づく調査

3 倫理委員会は7名以内の委員で構成し、委員は会長が推薦し理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 倫理委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

5 倫理委員会は会長が招集し、委員長が主宰する。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

7 倫理委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 委員の任期は、定款第31条の役員の任期にならうものとし、再任を妨げない。

第10章 支部及びブロック

(支部及びブロック)

第25条 本会は、定款第58条第1項に基づき支部を別表1のとおり定め、これらを群に分けてブロックを置くこととし、別表2のとおり定める。

2 支部は、支部地域内に必要数の地区を設けることができる。

(支部の事業)

第26条 支部は、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(支部規則)

第27条 支部の運営は、支部規則による。

2 支部規則には、次の事項を規定する。

- 一 支部の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 地域及び地区
- 四 事業
- 五 支部役員の種類と任期及び選出方法
- 六 支部総会及び支部役員会に関する事項
- 七 支部会費及び支部経理に関する事項
- 八 その他必要な事項

3 支部規則を変更するときは、支部総会の決議を経て理事会の承認を得なければならない。

(支部長の報告)

第28条 支部長が決定した時は、本会へ速やかに報告する。また、報告している支部長に変更が生じたときは、本会へ速やかに報告する。

(支部報告)

第29条 支部総会及び支部で実施した事業については、支部総会后、速やかに本会に報告する。

(ブロック協議会)

第30条 本会の各ブロックに、次の各号の目的のため、ブロック協議会を置くことができる。

- 一 ブロック内各支部の連絡協調
- 二 ブロック内会員の情報交換

2 ブロック協議会の構成及び組織、運営に関する規定はブロックごとに定めることができる。

第11章 支部長会

(支部長会)

第31条 本会に次の各号の目的のため支部長会を置く。

- 一 本会に対する支部からの提言及び情報の提供
 - 二 本会と支部及び支部相互の情報交換
 - 三 支部の事業と、本会が執行する事業との調整
- 2 支部長会は、支部長、会長、副会長、専務理事、常務理事、総財務委員会委員長及びブロック支部委員会委員長をもって構成する。
- 3 支部長会は、必要に応じて、会長が招集し主宰する。
- 4 会長は、支部長の5分の1以上から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を提出され、支部長会招集の請求があったときは、30日以内に支部長会を招集しなければならない。
- 5 支部長会は、必要に応じて、理事及び委員長等の出席を求めることができる

第12章 賛助会員

(賛助会員)

第32条 賛助会員は、本会の事業を賛助する個人、法人又は団体とする。

- 一 賛助会員は、会長が指定する日までに会費を納入する。
 - 二 賛助会員は、理事会の承認を得て、営業の紹介、斡旋、業者の指定等の特典を得ることができる。
 - 三 賛助会員は本会の事業の情報を受け、必要に応じ諸行事に参加することができる。
- 2 賛助会員は、賛助会を組織することができる。
- 3 賛助会の会務は、別に定める賛助会会則により執行する。

第13章 名誉会長等

(名誉会長等の種別と任期)

- 第33条 名誉会長等の種別は次の通りとし、任期はこれを委嘱した会長の任期中とする。ただし、行政関係からの顧問の任期は職務在籍中とし、異動があった場合は後任者に引き継ぐものとする。
- 一 名誉会長は、日事連の会長又は副会長を退任した者
 - 二 顧問は、学識経験者等で、本会の目的及び事業に賛同する適任の者
 - 三 相談役は、会長を退任した者
 - 四 参与は、副会長を退任した者又は本会に同等以上の功労があったと認められた者
 - 五 相談役、参与および監事を退任された者は、神事協令和会に所属する。

第14章 表彰等

(表彰)

第34条 本会は、特に功労のあった者の表彰を行うため、理事会の決議を経て、表彰規程を設けることができる。

(慶弔等)

第35条 本会は、慶弔等を行うため、理事会の決議を経て、共済会規程を設けることができる。

第15章 補 則

第36条 この細則は、理事会の決議を経なければ変更できない。

附 則 (平成7年3月15日 全文改正)

- 1 この改正は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成25年2月14日 一部改正)

- 1 この細則は一般社団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 次に掲げる規程は廃止する。
 - 一 設計監理指導委員会設置規程（平成10年7月2日制定）
 - 二 倫理委員会設置規程（平成21年1月5日制定）

附 則（平成26年12月18日 一部改正）

附 則（平成29年 7月13日 一部改正）

附 則（平成31年 1月18日 一部改正）

- 1 この改正は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則（令和 元年 5月20日 一部改正）

- 1 この改正は、令和元年 5月20日から施行する。

附 則（令和 元年11月15日 一部改正）

- 1 この改正は、令和元年11月15日から施行する。

附 則（令和 2年 3月27日 一部改正）

- 1 この改正は、令和2年3月27日から施行する。

附 則（令和 3年 3月19日 一部改正）

- 1 この改正は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和 3年 7月16日 一部改正）

- 1 この改正は、令和3年7月16日から施行する。

附 則（令和 3年11月19日 一部改正）

- 1 この改正は、令和3年11月19日から施行する。

別 表 1

細則第25条第1項に基づく、支部地域表

- 1 横浜支部 (横浜市)
- 2 川崎支部 (川崎市)
- 3 横須賀支部 (横須賀市)
- 4 湘南三浦支部 (逗子市・三浦市・葉山町)
- 5 藤沢支部 (藤沢市)
- 6 鎌倉支部 (鎌倉市)
- 7 茅ヶ崎寒川支部 (茅ヶ崎市・寒川町)
- 8 平塚支部 (平塚市・大磯町・二宮町)
- 9 秦野支部 (秦野市)
- 10 伊勢原支部 (伊勢原市)
- 11 大和綾瀬支部 (大和市・綾瀬市)
- 12 厚木支部 (厚木市・清川村)
- 13 座間支部 (座間市)
- 14 海老名支部 (海老名市)
- 15 愛川支部 (愛川町)
- 16 相模原支部 (相模原市)
- 17 県西支部 (小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町)

別 表 2

細則第25条第1項に基づく、ブロック地域表

- 1 横浜ブロック (横浜支部)
- 2 川崎ブロック (川崎支部)
- 3 横須賀ブロック (横須賀支部、湘南三浦支部)
- 4 湘南ブロック (藤沢支部、鎌倉支部、茅ヶ崎寒川支部)
- 5 中ブロック (平塚支部、秦野支部、伊勢原支部)
- 6 県央ブロック (大和綾瀬支部、厚木支部、座間支部、海老名支部、愛川支部)
- 7 相模原ブロック (相模原支部)
- 8 県西ブロック (県西支部)